

人間社会学部

# 試験問題冊子

(奨学生 12月18日)

## 国語

注 意

- ① 試験監督者の指示があるまで、問題冊子を開かないこと。
- ② 問題冊子に落丁、乱丁があった場合は、試験監督者に申し出ること。
- ③ 試験監督者が試験開始の指示をしたら、ただちに解答用紙の所定欄に、受験番号を記入し、マークすること。
- ④ 解答は全て解答用紙に記入すること。
- ⑤ マーク式解答欄および裏面の記述式解答欄の指定された箇所以外は使用しないこと。
- ⑥ 試験終了後、問題冊子は持ち帰ること。

注意 解答はすべて各問の下端の  内に指示された解答欄にマークまたは記入すること。なお、解答欄のうち、この試験で使うのは、マーク式解答欄の  1  14、記述式解答欄の  A  J のみである。

問題一 次の文章を読んで、後の設問に答えなさい。

一九八九（平成元）年に導入されてから二〇〇四（平成一六）年まで消費税は消費者の痛税感を刺激した。例えば、税率五%当時、キッサ店<sup>1</sup>に入り、四〇〇円という値段の付いているコーヒーを注文したとしよう。香りもすばらしく美味しく飲んだあなたはレジで四〇〇円を出す。すると、「四二〇円です」と言われ、ハッとして消費税（正確には国税としての消費税四%に地方消費税一%の合計五%。以下では両税をまとめて消費税という）のことを思い出す。あなたは、四二〇円をしかたなく払い、消費税という税金の存在を自覚する。

このような税負担を感じることを「痛税感」とか「税痛感」というが、日本の消費税は市民にもっとも強い「税痛感」を自覚させ、子どもにも消費税の名前を知らしめた。なぜ、そうなったのだろう。

もし、ビールを買うとき、缶ビール三五〇ミリリットルの値段が一二八円と表示されているので、買おうとしたら「一二八円に酒税七七円と消費税一六円の合計二二一円いただきます」と言われたら、あなたもビールの酒税がこんなにも高いのかと自覚し「税の痛み」を感じるはずである。消費税がもたらした「税痛感」という効果は、商品の価格の中に消費税を含めて表示（内税方式という）せずに、支払に際して加算するといういわゆる外税方式を多くの業者が採用したことによるものである。

財務省（旧・大蔵省）も消費税導入当初は業者が消費税を価格に転嫁しやすいように外税方式を認めてきた。しかし、この外税方式だとわずか五%の負担でも消費者には痛みを与え、消費税率を引き上げにくくしてしまった。そこで、二〇〇四（平成一六）年から内税方式（総額表示方式）を強制することにしたのである（消費税法六三条）。内税方式に切り替えればビールのように四〇%以上の負担でも消費者は税負担を自覚しなくなり、引上げについても関心が薄くなると期待したのである。付加価値税を実施しているフランス、ドイツ、イギリスなどでは消費者に対してはほとんどが内税方式で価格表示をしており、事業者間での取引にのみ外税方式が用いられている。内税方式への切り替えは税率アップの準備であったが、日本では内税化してもなお国民の抵抗感が強く、逆に困った問題が起きてきた。内税のままだと八%に引き上げたとき、単なる値上げと、消費税の引上げによる転嫁部分の引上げとが区別しにくくなってしまふ。それに税率の引上げのたびに値札を書き換えなければならない、などの問題が出てきた。そこで、二〇一四（平成二六）年に、八%に税率を引き上げるときに、今度は内税方式の強制を修正し、ゴニン<sup>2</sup>されないようにすれば外税方式でもよいことにしたのである。まず、外税の導入から、次に内税の強制へ、そして今度はどちらでもいいと、くるくる変わってきた。こうなった理由は次のような消費税の仕組みをきちんと説明せずに、 a 消費

者に納税の義務があるかのように錯覚させ、転嫁を容易にしようとしてきたからという

に思われてならない。

ところで、外税時代には、コーヒー代金は四〇〇円と表示されているので、税のことを考えずに飲み、払う段階で四二〇円（税率五%当時）を請求されてきた。もし、あなたが、二〇円も余分に払うのはいやだと言ったらどうなるのだろうか。注文した以上、あなたが負担しなければ、あなたは脱税者になるのだろうか。つまり、あなたは納税義務を負うのか、という問題である。

多くの消費者は、「消費税」という名前からして消費者が負担しなくてはいけない税金だと考えているようだ。しかし、消費税法は納税義務を「事業者」（消費税法五条）に課しているのである。つまり、納税義務を負うのは事業者であって消費者ではないので、あなたが「消費税は払いません」と言っても一向にかまわなかったのである。そうすると、業者は「それならコーヒーは売りません」というだけの話である。

**b**。業者がどうしても売りたければ、四〇〇円に値引きするからどうぞ、ということになり、あなたがコーヒーを飲みたくてしかたなければ、四二〇円支払って飲むだけのことである。

もし消費者が納税義務を負っている税金であるなら、スーパーが勝手に「消費税還元セール」をやるのは違法なことになるはずである。税率を八%に引き上げたときに、この還元セールが問題になった。これを放置すると、あたかも消費者は税金を負担しないでもすむことが可能であるかのようになり、それまでの政府の説明と食い違う。そこで、政府は慌てて、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁をソガイする行為の是正等に関する特別措置法」を制定し、「取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示」などが禁止された。税法上は、納税義務者は事業者なので、自分が負担すべき税金を商品価格に転嫁するかどうかは本来自由なはずであるが、この特別法で禁止されたことになる。

これが、本来の間接税の法的関係なのである。間接税というのは法律上の納税義務者と実際の負担者とが一致せず、納税義務は事業者が負い、その分が商品の価格に転嫁される<sup>4</sup>ことが予定されている税である。**c**。転嫁といっても法律が転嫁を強制しているわけではなく、その「可能性」を認めているだけなので、力の弱い業者は転嫁できずに自ら負担することもありうるのである。同じ消費行為に課税する場合でも、例えばゴルフ場利用税のように「利用者」に納税義務が課されている（地方税法七五条）直接税とは異なっているのである。

ところで、あなたはすでにコーヒーを飲んでしまったので四二〇円を支払うとしよう。このうちの二〇円は一体何だろう。あなたは消費税の納税義務を負っているわけではないのだから、あなたが払った二〇円は消費税そのものではない。この消費税相当額である二〇円は実は「対価の一部」なのである。つまり、あなたは四〇〇円に消費税二〇円を上乗せして消費したのではなく、あくまでも四二〇円の商品を買ったにすぎない。だから、その業者が実は免税業者で消費税を現実には納めていないとしても、後から返還を請求することもできないのである。

あなたが消費税だと思いきんで負担したものが、事業者の手を通じて必ずしも全額税務署に渡っていない、という問題は「益税」問題としてしばしばマスコミでも取り上げられてきた。益税は中小企業特例といわれる諸制度が原因で生じていた。この特例は一

九九七（平成九）年までは三種類あったが、現在は次の二種類に縮小されている。

まず、免税点制度というものがある。税率を八％として説明しよう。

消費税の納税義務は事業者に課せられているが、すべての事業者が納税義務を負っているわけではない。事業者であっても前々年または前々事業年度の課税売上高が一〇〇万円以下である場合には免税事業者となり、確定申告の必要もなくなるからである（消費税法九条）。しかし、免税業者も商品の仕入に際して消費税を負担している。従来と同じように利益を出すためには、仕入にかかった消費税分を商品価格に上乘せしなければならぬ。今まで六〇〇万円ですべて仕入れて一〇〇〇万円の売上があった場合は、六〇〇万円の仕入に際して四八万円の消費税を負担するから、一〇四八万円の売上は欲しいことになる。そうすると、売上一〇〇〇万円分の四八万円、つまり、四・八％の値上げをすればいいのだが、なぜ四・八％値上げするのかの説明は難しいので、「消費税をいただきます」と八％の値上げをすることになる。そうすると、この業者は一〇八〇万円の売上になり、売上には消費税がかからないので、仕入の四八万円を引いても、従来の儲けよりも三二万円も増えることになる。これが益税といわれ、消費者の反発を招いてきた。この免税業者になる基準も何度か改正されてきた。徐々に基準が低くなり、課税業者になる事業者が増えてきているが、それでも、事業者の六〇七割程度に止まると推計されている。d、消費者はあらゆる取引に際しておとなしく消費税分として負担してきているのである。しかし、免税業者も仕入にかかった消費税分の負担を転嫁したいので、やむを得ないと反論するであろう。消費者は消費税と思いきんで負担し、免税業者も仕入分の消費税の転嫁を本来の消費税の転嫁と思いきんでいるようだ。消費者と業者の錯覚で成立している税金、それが消費税かもしれない。

このような免税点制度は諸外国にもあるが、EU諸国の大半は一〇〇万円前後にすぎず、日本の一〇〇〇万円という免税点は高いといわれている。これは、消費税導入時の業者の反発を回避するために当初高く設定し、徐々に引き下げてきているためである。いっそのこと欧米並みに引き下げろ、という議論もあるが、他方で課税売上が一〇〇〇万円にも満たないレイサイ業者を消費税の納税者にしたところで、レイサイにはさして影響はないし、かえって滞納が増えるだけではないか、という反論もある。

（三木義一『日本の税金』）

問1 傍線部1、2、3、5のカタカナを漢字に直して、傍線部4の漢字のよみをひらがなで、それぞれ記述式解答欄に記入しなさい。

1  2  3  4  5

問2 傍線部ア「なぜ、そうなったのだろうか」に対する説明として最も適当なものを、次の①～④の中から一つ選びなさい。

- ① 消費税が高いからである。
- ② 政府が市民に消費税という税金の存在を自覚させようとしたからである。
- ③ 外税方式を多くの業者が採用したことによるものである。
- ④ 消費税がもたらした「税痛感」という効果によるものである。

問3 空欄    に当てはまる語の組み合わせとして最も適当なものを、次の①～④の中から一つ選びなさい。

- ① a いかにも c なぜならば d にもかかわらず
- ② a あたかも c なお d にもかかわらず
- ③ a いかにも c なお d とはいえ
- ④ a あたかも c なぜならば d なお

問4 空欄  に当てはまる文として最も適当でないものを、次の①～④の中から一つ選びなさい。

- ① このあとは消費者と業者の事実上の力関係で決まる
- ② 取引は消費者次第である
- ③ さてこの先はどうなるだろうか
- ④ それでは、あなたと業者との間でどのように決着をつけるのだろうか

問5 傍線部イ「間接税」に関する説明として最も適当でないものを、次の①～④の中から一つ選びなさい。

- ① 間接税の場合、納税義務のない者が負担することができる。
- ② 間接税の場合、税金の分を商品の価格に転嫁することができる。
- ③ 間接税というのは、納税義務者とその負担者が一致してはいけないものである。
- ④ 間接税というのは、直接税とは異なるものである。

問6 傍線部ウ「免税業者」に関する説明として最も適当なものを、次の①～④の中から一つ選びなさい。

- ① 免税業者は、すべての消費税の負担が免除される。
- ② 免税業者は、商品を仕入れるときに消費税が免除される。
- ③ 免税業者に関する制度は、日本にしかない。
- ④ 免税業者は、前々年または前々事業年度の課税売上高が一〇〇〇万円を超えてはならない。

問7 傍線部エ「後から返還を請求することもできない」理由として最も適当なものを、次の①～④の中から一つ選びなさい。

6

- ① 業者が免税業者だから。
- ② 金額があまりにも少ないから。
- ③ 消費者は納税義務を負っているわけではないから。
- ④ 消費者が支払った消費税相当額は商品の対価の一部だから。

問8 本文の内容に最も合致するものを、次の①～④の中から一つ選びなさい。

7

- ① 消費税は一部の悪徳業者の過剰な値上げを正当化する理由として使われている。
- ② 消費税の納税義務者は消費者ではなく事業者である。
- ③ 免税事業者は消費者に消費税を転嫁することができない。
- ④ 事業者は消費税分の金額を消費者からもらうことができるが、商品の価格に組み込むことはできない。

問題二 次の文章を読んで、後の設問に答えなさい。

愛読していたマンガがアニメーション化される時、そのよさを認めるのは簡単ではない。

マンガを読みながら、わたしは我知らず、マンガからの声をきいている。いや、自分は声などまったく感じずに読み飛ばしている、という人でも、いざアニメーション化された作品の中で声優がしゃべり始めると、このキャラクターはイメージ通りだ、このキャラクターはイメージと違うなどと感じ出すことだろう。こうした違和は、必ずしも声優とキャラクターの相性に依存するものではない。

マンガに描かれる者たちは、アニメーションとなるよりも前から、わたしの中で「イメージ」と呼ぶ他ない声で話している。声ははっきりとした輪郭を持っているとは限らず、むしろ誰のものとも知れぬ曖昧なものであることが多い。それでも、それぞれの声は固有の調子を帯びており、その調子はマンガの a に従って刻々と変化する。わたしは猛スピードで読み飛ばしているときさえ、それがどれくらい大きいか、吹きだしから別の吹きだしへ、あるコマから別のコマへ、ページからページへ、どのくらいの間で移ってゆくのかを無意識のうちに思い描いている。

そのようなマンガの声の時間は、いったんアニメーションの時間に定着されたときに異なるものになる。マンガというメディアからアニメーションというメディアへの翻訳がどれだけ見事であっても、自分の思い描いていた声とアニメーションの中でじつさに発せられ耳に届く声とのあいだには、何らかの違和が立ち上がる。問題は違和の有無ではなく、違和の向こう側にマンガとアニメーションのあいだに通底している何ものが立ち上がるかどうかである。そしてこの何ものかを感じさせる事例は、ごく限られている。

この史代のマンガ『この世界の片隅に』、そして片渕須直監督によるアニメーション化は、その数少ない組み合わせの一つだった。アニメーション版『この世界の片隅に』では、登場人物の声がいきいきと世界に響いている。のんをはじめ声優陣の声に込められたニュアンス、会話のタイミングからは、原作であるマンガに埋め込まれた声の肌理や速さ、質感がいかに丁寧に読み取られたかが伝わってくる。マンガで描かれる登場人物の小さな所作の数々に対して、逐語的とも言える細やかさで動きが与えられている。そして彼らの声と動きは、綿密な調査に基づいて驚くべき精度で描かれた戦前の広島、呉の街並みや風景によって支えられている。

しかしそれでもなお、アニメーションは、マンガの表現をひたすら忠実に「再現」しているわけではない。この史代原作によるマンガの声の時間は、ページとコマとフキダシによって構成されたマンガというメディア固有のものであり、しかもそれは読者それぞれの読書時間に委ねられている。一方、アニメーションは映像の動きによって時間を構成していくメディアであり、ここでは動画の再生される時間によって鑑賞の時間が定められている。

両者の表現の違いはほんの小さな動きにも表れる。たとえば、風呂敷を背負い直す、という動作一つとっても、それがマンガが一つのページの上部、わずか3コマで見事に表現されるときと、同じ場面が70枚の動画としてアニメーションの中で実現されるとき

では、その時間のあり方もそこで感じ取られる空間も異なっている。そして本書の「風呂敷」の回で明らかにするように、その相違を検討していくと、それぞれの表現にはそれぞれの形式をとる固有の理由があることがわかる。

違いは、物語の大きな流れの中にも表れる。アニメーション版『この世界の片隅に』には、原作のマンガにあるエピソードのいくつかが欠けており、逆にいくつかが付加えられているが、片瀬監督は、単に物語を略したり足したりしているのではない。エピソードに手を加えることは、登場する人物たちの経験、そして来歴を変えることを意味する。緻密な物語があるメディアから別のメディアに翻訳するときに重要なのは、原作のエピソードをどれだけ漏れなく描くかではなく、翻訳された登場する人物たちの行為やことばを、彼らの持つ経験や **b** から必然的に行われることとして描き得るかどうかである。そして、『この世界の片隅に』の主人公である「かず」は、アニメーション版ではマンガとは異なる固有の経験を持っており、その来歴の違いは、物語のあちこちで彼女の行為やことばの変化となって表れている。

その結果、わたしはマンガとアニメーションとで微妙に異なる並行世界を歩んでいるずずを見いだす一方で、二つの『この世界の片隅に』のずずを一人のキャラクターとして受け入れる。アニメーションと原作であるマンガの向こう側に、ずずとしか言いようのない人物が浮かび上がる。不思議なことに、これら二つの表現に表れるずずは、異なるメディアの時間に生き、微細に異なる来歴を持つにもかかわらず、別人ではなく、ある一人の人物なのである。

では、マンガとアニメーションにはそれぞれどのような固有の時間が流れているのか。そこには、どのような固有の空間が広がっているのか。これらまったく異なる二つのメディアにおいて、一つの『この世界の片隅に』が描かれ、しかもそこに「ずず」という一人の人物を感じるとはどういうジタイ<sup>4</sup>なのか。

ヴァルター・ベンヤミンは『翻訳家の課題』の中で、言語間の翻訳を行うときに為されるべき課題について論じている。ベンヤミンによれば、翻訳とは、原作によってすでに明らかにされたことをただ別の言語に表し直す行為ではない。 **c**、翻訳とは、原作の意図を異なる言語によって志向する行為であり、翻訳が可能であること（翻訳可能性）を示すことによって、それぞれの言語に隠されている「真の言語」を指し示す行為である。

ベンヤミンの、翻訳の内には原作の言語の向こう側にある「真の言語」が隠されているという考え方は、こうの史代がザユウ<sup>5</sup>の銘としてたびたびとりあげるジツドの言葉「私はいつも真の榮譽をかくし持つ人間を書きたいと思っている」と響き合っている。ベンヤミンの翻訳論に倣って考えるなら、原作のマンガをアニメーションに「翻訳」するとき、そこで為されるべき課題とは、アニメーションがいかにマンガと異なる言語であるかを知り抜いた上で、マンガとは異なる言語によってあえてマンガの意図を志向し、そのことによってマンガとアニメーションの向こう側にある「真の言語」を指し示すことにあると言えるだろう。そして、二つの表現を読み解く者が為すべき課題とは、マンガ、アニメーションという異なる二つの表現のあいだにどのような翻訳可能性が顕れており、どのような「真の言語」が隠されているかを明らかにすることだろう。それは言い換えれば、二つの表現がそれぞれどのような特定の感触を伴っているかを明らかにすること



であり、それぞれの表現が、それぞれの意図する仕方とどのように結びついているか、そこにどのような詩的意味が見いだされるか、アニメーションという言語の中で、原作であるマンガ作品の反響はどのようにこだましているか、その響きはどのようにすればききとることができるかを明らかにすることである。

本書『二つの「この世界の片隅に」』では、これからさまざまな主題のもとに、マンガ、アニメーションの双方を何度も往復することになるのだが、その理由は、まさにこの点にある。両者を往復することで、それぞれのメディアの持つ「特定の感触」を明らかにするとともに、その向こう側にある「真の言語／荣誉」を、ずっとという人物の中に浮かび上がらせる。これが本書の目指す地点である。

(細馬宏通 『二つの「この世界の片隅に」——マンガ、アニメーションの声と動作』)

問1 傍線部1、2、3の漢字のよみをひらがなで、傍線部4、5のカタカナを漢字に直して、それぞれ記述式解答欄に記入しなさい。

1       2       3       4       5

問2 傍線部ア「マンガからの声」の説明として最も適当なものを、次の①～④の中から一つ選びなさい。

- ① マンガがアニメーション化されたときの声優の声のイメージ
- ② セリフに書かれている内容をイメージ化したもの
- ③ 読んでいるときにイメージする、固有の調子を帯びたもの
- ④ マンガのキャラクターからイメージする声

問3 空欄  に当てはまる語として最も適当なものを、次の①～④の中から一つ選びなさい。

- ① 表現
- ② 構造
- ③ コマ
- ④ 輪郭

問4 傍線部イ「何ものかが立ち上がる」事例として最も適当なものを、次の①～④の中から一つ選びなさい。

- ① マンガからアニメーションというメディアへの翻訳が見事であると感じる。
- ② それぞれの表現にはそれぞれの形式をとる固有の理由があることがわかる。
- ③ 原作マンガのエピソードをアニメーションにおいても漏れなく寸分も変わらず描いていることがわかる。
- ④ 異なる二つのメディアで描かれ方に変化があるものの、そこに一人の人物を感じる。

問5 空欄  に当てはまる語として最も適当なものを、次の①～④の中から一つ選びなさい。

- ① 個性
- ② 来歴
- ③ 結果
- ④ 表現

問6 空欄  に当てはまる語として最も適当なものを、次の①～④の中から一つ選びなさい。

- ① だから
- ② さらに
- ③ しかし
- ④ むしろ

問7 傍線部ウ「翻訳」について、著者の意図とは違うものを、次の①～④の中から一つ選びなさい。

- ① 異なるメディアの向こう側にある「真の言語」を指し示すこと
- ② 原作によってすでに明らかにされたことを別の言語に表し直すこと
- ③ 原作の意図を異なる言語によって志向すること
- ④ 原作に隠されている「真の言語」を指し示すこと

問8 本文の主旨に最も合致するものを、次の①～④の中から一つ選びなさい。

- ① マンガとアニメーションには、それぞれ固有の時間が流れている。
- ② マンガとアニメーションは異なる媒体であるが、それらが与える印象は同一である。
- ③ 原作を別の媒体で表現する場合には、それぞれの媒体の固有性と通底する本質的なものとの両立が大事である。
- ④ 原作マンガをアニメーション化するには、逐語的ともいえる細やかで綿密な作業が必要となる。

(以上)



